

Cattle-loan in Ancient Ireland and Suikomai (出拳米)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18589

「家畜貸与 (cattle-loan) と出舉米」

梅田康夫

一 はじめに

中世の封建制的な社会における人格的従属関係は、多くの場合土地を媒介として成り立っている。その代表がヨーロッパ中世のレーン制であり、そこでは土地恩給制と家士制が結合して、封主—封臣関係が築かれた。また、領主—農民間の関係においては、経済外的な強制をともなつた領主による農業生産物の收取が行なわれ、そこでもまた土地をめぐる両者の関係が重要であった。⁽¹⁾

しかしながら、このよだな土地を媒介とした従属関係は、土地に対する共同体的な規制や国家による制約が非常に強い社会状況の下では、ストレートな形では進展しない。私的な土地所有が十分に成熟していない状況下では、土地が恩給地として給与される」とや、領主直當地を核に私的大土地所的な莊園が形成されることは困難だからである。このよだな状況においては、人格的な従属関係、とりわけ領主と農民の間におけるそれは、土地ではなく、主として動産を媒介として形成される。その動産の種類と媒介の形態はいろいろあり得るが、本稿では、古代アイルランドの cattle-loan という家畜の貸与と、日本古代の出舉米という米の貸与について、比較史的に考

察してみたい。

アイルランドと日本という、全く西と東の両極端に位置する両国ではあるが、地理的にみると、アイルランドはヨーロッパ大陸から離れて存在するイングランド島のさらにその西に位置するのに対し、日本は中国大陸のはずれにある朝鮮半島のさらにその東に位置するという、いわば逆転した対応関係にある。両国の比較史的な研究は、農業政策や土地政策との関連で既に戦前からあるが、戦後においては、農村共同体の性格をめぐる問題等との関連で、松尾太郎氏等を中心に精力的な研究が進められているようである。⁽²⁾しかし、古代や中世の古い時代に關する比較研究はまだあまりなされていないようと思われる。⁽³⁾そもそも古い時代のアイルランドについては、アイルランド史に関する翻訳書や、⁽⁴⁾美術、宗教、伝説等に関する著作を別にすると、これまで我が国にはあまり紹介もされていないようと思われる。⁽⁵⁾ある意味ではかなり突飛な比較史研究であり、比較の対象はまだほかにもいろいろと存在するかもしれないが、とりあえずはアイルランドの古い時期の一つの制度を紹介することにまず第一の意義をおきたい。そして、それを日本の古い時期の制度と比較対照するためには、両国の社会状況の全体を把握した上で、はたして比較することが可能なのかどうか、比較することに本当に意義があるのかどうか、といったことが確定されなければならないであろうが、ここではとりあえず比較可能であり意義があるということを前提にして論述を展開したい。おそらくは古い時期のアイルランドの法と社会は、これまで我が国において古代から中世への移行過程を考える際の比較考察の主要な対象とされてきた、古ゲルマン社会やフランク時代のヨーロッパ社会とはまた異なった一つの手掛けりを投げかけてくれるに違いないと信じたい。時期的にはアイルランド・日本の両者ともに、七・八世紀から一〇世紀ころの段階の社会を念頭においている。この古代から中世への移行過程に入る時期において、家畜貸与(cattle-loan)および出拳米は、封建制的な従属関係の端緒を形成していく重要な媒介項の一つであつたと考えられる。

(一) 封建制の概念について、むしろあたり世良晃志郎「封建制社会の法的構造」七頁以下、豊田武「日本の封建制社会」一頁以下等を参照。

(二) 松尾氏の著書『Comparative Aspects of Irish and Japanese Economic and Social History (Institute of Comparative Economic Studies, Hosei University)』序文を参照。同書には、アイルランドが日本史と異なる個別論文にせか、米国への比較史的研究が所載されている。

- (a) R. Crotty, Japan and Ireland: A Comparative Study.
 (b) T. Matsuo, The Attitudes and Activities of the Workers in the Early Years of Industrialization: A Comparative Aspect of Japanese and Irish Economic and social History.

- (c) E. Neeson, Aspects of Parallelism in Japanese and Irish Character and Culture.

なお、アイルランにおける日本史教育、および社会経済史研究の状況を紹介したものとして、松尾太郎「日本——アイルランド歴史学の交流」(『経済志林』五八卷三・四合併号、七七頁以下)、同「アイルラン問題の歴史的構造」(一四七頁以下、ルイ・マイケル・カーラー「アイルラン史研究における最近の動向と諸問題」(『社会経済史学』五一卷五号、九〇頁以下)、等を参照。

(3) ただし、Neeson, op.cit., pp.71, ff.は、有史以前からアイルランの歴史および文化における相似性を大局的に論じたものである。

(4) T. W. Maurice / E. X. D. — チン撰著「堀越智監訳『アイルランの歴史』」(一頁以下)、R. B. アーレスフオード・ハリス著「堀越智・拙見序文訳『アイルランの歴史』」[上]「民族と階級」、二〇頁以下、波多野裕造「物語アイルランの歴史—欧洲連合に賭ける『妖精の國』」、一一一頁以下、等を参照。

(5) 盛節子「アイルランの宗教と文化—キリスト教受容の歴史—」、鶴岡真也「聖バトリーク祭の夜—ケルト航海譜とジョイス『変幻』、水之江有一「アイルランの神話伝説」、八住利雄編「アイルランの神話伝説」(一) (II) (世界神話伝説大系四〇、四一)、齊木義明「(翻訳) 古代中世アイルラン伝承文学『リカン黄雀』より、イーフアのひとり息子の壮絶なる死—付、本文写本テキスト・金語義注解—」(『法經論集』(静岡大学法経短大) 六四号、八五頁以下)、同「(翻訳) 古代中世アイルランド伝承文学『タハ・カウの番』より、(西戦の) ハルの皇子『紅髪の』ロハの冒険—付、本文テキスト・金語義注解—」(『法經論集』(静岡大学法経短大) 六五号、七九頁以下) 等を参照。

(6) 法律学関係の文献で古く時代のアイルランド法編について言及したものとしては、穂積陳重「法律進化論」第一册、一五一、一〇頁(熊本大学法学部教授若曾根健治氏の御教説による)、加藤紹捷訳「ライス・ティクソン「北アイルランの法制度」(1)

(『藍洞古法書』三巻一冊、11111・11頁、京都大学法学研究科後期課程院生広野元章氏の御教授による)、等がある。

11 古代アイルランの家畜貸与 (cattle-loan)

(1) 古代アイルランド社会

本稿の中心課題である家畜貸与 (cattle-loan) について述べる前に、考察の前提となるべきいくつかの基礎的な事項について、あらかじめ(1)～(6)簡潔に述べておきたい。まず分析の素材を提供する法論 (law-text, law-tract) について述べ、ついで(2)にアイルランド古代社会を構成する基礎的な単位や社会階層のありかたについて概観する。そして、最後に家畜貸与と密接に関連する、土地制度や農業のありかたについて触れておきたい。

法論 (law-text, law-tract)

古代アイルランの法および社会状況を探る最も重要な史料は、主に一四世紀から一六世紀頃の原本とされる一群の法書 (law-text, law-tract) である。^[1] 古代アイルランド語やラテン語で記述されたいれふの法書は、(a)本文 (original-text, basic-text)、(b) 行間等に記された注釈 (gloss)、(c) 訳解 (commentary) の三つの部分から構成されてゐる。本文は散文あるは時には詩文の形態をとり、その記述内容は言語学的分析によつて七・八世纪に遡ると考えられてゐる。これに対し、注釈のなかには九世纪に遡るとされるものもあるが、その多くは一二世纪から一六世纪にかけてのものであり、訳解も大体同じ時期のものとされるものもある。注釈や訳解は主に、(イ)言葉の換えや具体例の挙示による本文の意味の明確化、(ロ) 他の本文の類似表現の引用、(ハ) 想定された事案とかかわりでの本文における基本的な法原則の分析、(ニ) 語源学的な注釈、等から成り立つてゐる。これらの注釈や註解は、本文より後の時代の知識に基づいて記述されてゐるので、その取り扱いには十分に注意を必要とする。

が、本文が欠如していたり不完全な場合にはその記述内容はとりわけ貴重なものとされる。

本文が誰によって何を目的として記されたのかどうかについては争いがあり、キリスト教的な観念や組織の浸透に対し職業的法律家が伝統的なアイルランド法を保存しようとしたとする見解と、僧侶等の教会関係者の関与を肯定しかねる法の影響を認める見解とがある。いずれにしても後者の見解においても、職業的法律家が重要な役割を果たしたことは否定されではない。裁判官をはじめとする職業的法律家はブレホン *brehon* と称され、法書にあらわれた古代アイルランド法はブレホン法と称される。

社会構造

古代アイル蘭⁽²⁾の基本的な領域単位は、部族 (tribe) あるいは小王國 (petty kingdom) と訳されるトゥーハ、tuath である。⁽²⁾トゥーハ、tuath は約一町⁽³⁾ぐらゐあり、平均するべく約1000人ぐらゐの住民がそりど生活しているだと想定されてもよろしい。トゥーハ、tuath はそれぞれの王 (king) によって直接に支配される。そして、王の中には他のトゥーハ、tuath を従属下におくものもある。そのようなより強大な王を上位の王 (over king, great king) と称する。やがて、やがてはその上には最も格式の高い王として、大王あることは地方の王 (supreme King, provincial king) が肩隨する。アイル蘭⁽⁴⁾全体における王の概念はすでに七世紀段階の頃には生じていたが、大部分の法書 (law-text, law-tract) はそれについて言及していない。

古代アイル蘭⁽⁵⁾における最も日常的な基礎組織は、氏族 (kin) あるいは親族 (family group) と訳されるハイネ fine および血縁集団である。⁽⁵⁾法書 (law-text, law-tract) によれば、ケーネル cene という頭領もあり、ハイネ fine カケーネル cene は | 分枝ともれるが、両者の関係についてはよく分かぬようである。ハイネ fine は、法的な権能をもつた長を代表者とする一つの血縁団体でもあり、また個々人を中心とした男系による血筋のつながりを表示する概念でもあった。ただし、女性は結婚後もとの血縁関係とのつながりが完全に切れるわけ

ではなく、たとえば母方の親族 (family group) は姉妹や娘の子供に対する法的な権限をもっていた。男系による血縁関係、血縁集団を示す「イネ fine」にはいろいろな種類、段階のものがあるが、法書 (law-text, law-tract) に最も一般的にあらわれてへるのは、テリア・ベーナ derbfine (true kin) と称される、同一の曾祖父から祖父、父子の世代にいたるまでのすべての子孫を含む集団である。⁽⁴⁾ よつて血縁集団は、集団に帰属する土地を所有し、その構成員の犯罪にかかる賠償や債務の支払いに責任をもつ、逆にその構成員が不法に殺された場合には賠償金を請求することができた。

次に、古代アイルランド社会の基本的な階層構成について簡単に述べる。⁽⁴⁾ 古代アイルランド社会における個人の地位や権限を端的に示すものとして、名譽価値 (honor-price) がある。名譽価値の支払いは、個人あるいはその関係者が物理的攻撃による被害者となつた時や、個人的財産に損害を蒙つた時になされる。それは社会的な尊敬の損失に対して支払われるものであり、物理的な損害に対する賠償とは別種の性格のものである。そして、名譽価値を基準として、個人の法的権限も定まる。土地や家畜の自門の取り分以上の富を個人的に得てゐるのになれば、「名譽価値を上回るような額の契約や保証行為をする」とはできなかつた。また、裁判における宣誓や証言の重みもその額に比例した。

「」の名譽価値 (honor-price) は、各階層毎に乳牛の数を指標として表示される。各階層はかなり複雑な構成を示すが、大きく分類すると特権のある階層とそうでない階層とに分かれる。特権のある「」とを意味する 'enned' とは、聖なる」という意味であり、もともとは宗教的な感情に支えられていた。特権階層としては、前述した王 (king) のほか、領主 (lord)、僧侶 (cleric)、詩人 (poet)、その他の学識者 (the learned) が含まれる。数々しては領主 (lord) 階層が最も多く、「」の特権階層集団の最も著しい特徴は、差押や契約の履行等に際して通常の法的手続を免れる「」とされるところである。非特権階層の中心は、多数の大人の男性からなる自由民 (free

man) やある。その下には非自由民 (unfree)、代々の農奴 (hereditary serf)、奴隸 (slave) 等が存在する。妻子をはじめ自由民に従属する者も非特権階層に含まれる。それぞれの階層のなかではさらに多種多様な階層が細分される。そして、これらの諸階層はけつして固定的なものではなく、個人の業績や行為の態様によってときには上昇したり逆に下降したりする。なお、以上述べた特権階層か非特権階層かという分類のほかに、束縛されているか、それとも自由であるかという分類もある。前者はディア dōer、後者はセア sōer と称される。王や領主の、家人 (dependant)、僧侶、詩人は、ディア dōer、すなわち非自由民であるが、特権階層に所属する。

農業と土地制度

雨の多い、そして高地の続くアイルランドの自然環境は、深い森林と海岸近くの自然の草原を形成した。まとまつた耕作可能地は島の周辺部や河川に沿つて散在するにすぎなかつた。こうした自然環境の下で古代アイルランドでは、もちろん地域によつていろいろ偏差はあるが、穀物生産よりもむしろ豊富な牧草に依拠した牧畜の方が極めて盛んであつた。牛、豚、羊、馬、等が、バランスよく飼育され、その乳や肉等は飲食の対象となり、糞は肥料として利用された。また牛や馬は、犁等の牽引力としても使用された。家畜のなかでは馬が最も貴重なものではあつたが、最も身近で数の多い家畜は牛であつた。そして、牛は馬について貴重な家畜であり、社会的な取引、名譽価値 (honor-price) の支払、婚姻等の身分変更、等に際して、貨幣ではないけれども価値を計る一つの基準単位として機能した。⁽⁵⁾

こうした家畜の飼育は、一定数の農民が共同で一緒にを行なつた。したがつて、家畜同士の衝突により家畜が死損した場合、その責任は誰の所有する家畜にあるのか判断の難しい法律問題が生ずることがある。目撃証言もなく、また対立する意見に関する宣誓が均衡しているような場合は、くじによつて罪のある家畜が、すなわち賠償を負うべき家畜の所有者がきめられた。また、ある法書 (law-text, law-tract) によれば、下層の自由農民は十分

な農具を所有しない同じ階層の、おそらくは血縁的な繋がりを有する者と共同耕作の取り決めをなさねばならなかつた。そして農地の分割相続がなされたあとも、共同耕作が努めて維持された。このように共同労働的な農業 (co-operative farming) が一般的であつたが、ただしそれは、土地が集団的に所有と労働の対象とされ、その生産物が全体でトールされる集団的農業 (collective farming) とは區別される。

トウーハ tuath の土地の一端部分は、王 (king) の職務に付属する王の個人財産とされ、そのうちの一部は、王に仕える裁判官 (judge) や詩人 (poet) 等に給与される。そのほか教會領や、トウーハ tuath の正式な構成員すべてにその利用に關して一定の権利が認められてくる山河等を別にすると、農地の大部分はフィネ fine に帰属する。フィントウー fintiu と称されるのは氏族の土地 (kin-land) は、各家族に分配される。平均的な下層の自由農民の場合は、七頭の牛が飼育できる程度の農地が割り当てられる。耕作地は後の時代と異なり、囲い込まれていらない形態のものが広範に存在していたと思われる。そして、小分けした耕地ではランデール rundale と称される割り当て方法がとられた。すなわち、公平を期すために耕地をプロックに分け、それぞれのプロックのなかで各家族が一条の耕地を確保する方法である。それとは別の中には、公平を実現する方法は、プロック全体を割り替える方法である。これはチャング・ホール change-dale と称されることがある。裸土や湿地が多く、良質な耕地が小地片で散在してくるような場合に適切な方法であった。散在する耕地は石の壁や柵で囲まれるが、共同のものであつた。この両者の中間的な形態が、耕地と草地を定期的に循環させる field-grass system と称されるヨーロッパの三圃式農業に類似した方法である。すなわち、耕地は住居地の周囲を一定のサイクルで移動し、各耕作者はそりに一定の取り分を有し、残りの土地は草地のままとされる。

各家族に配分された耕地は妻子等の家族労働によつて耕作され、個別的に保有されるが、それを売買するときは他の氏族員の了承が必要となつた。また、たとえば土地を耕作しないところ、誤った土地の使用法は氏族員

にわその責任がおもぶと考へられた。ちなみに、農業あるいはその他の當みによる余剰を通じて、配分されたより以上の土地が獲得されるりしむる。この場合その土地は氏族の土地 (kin-land) ではなく、それに対する処分権はかなり強じものであった。にもかかわらず、その土地が売買されたり遺贈されたりする場合は、氏族 (kin)⁽¹²⁾ はその土地の一一定割合に対し権限を有する。

(2) 家畜貸与 (Cattle-loan)

以上、家畜貸与 (cattle-loan) について述べる前にアイルランド古代社会に関する基本的事項について、以下簡単に触れておいた。古代アイルランド法研究の権威であったシーナー・D.A.Binchy や、アイルランド古代社会の主要な特徴を、(a) 部族的 (tribal)、(b) 農村的 (rural)、(c) 階層的 (hierarchical)、(d) 家族的 (familiar)⁽¹³⁾ として述べたとされる。⁽¹⁴⁾ アイルランド古代社会は階層的な社会の分裂があらわれつゝも、基本的には様々な共同体的な諸関係によって色濃く規制された社会であった。土地は氏族や共同体のものであり、共同体の首長とともに土地を自由に処分することができなかつた。⁽¹⁵⁾ このよくなアイルランド古代社会において、牛をはじめとする家畜が非常に重要な意義と役割を果たしてゐることを最初に強調したのは、イギリスにおける歴史法学の代表的学者として法学全体に大きな影響を与えたヘンリー・メーン Henry S. Maine であった。⁽¹⁶⁾ メーンは、一八七五年ローハンズドで刊行された *Lectures on the Early History of Institutions* のなかで Lecture VI. The Chief and the Land における⁽¹⁷⁾ 古代のローマやヘンスの事例に基づき及した上で、古代アイルランドの「家畜贈与」 (giving stock) 慣習について詳しく述べる。

メーンによれば、「その時代の本筋の困難は土地を奪ひうるやうではない、それを耕作する手段を手に入れる」ことであった。⁽¹⁸⁾ その問題が小土地保有者 (small holder of land) を圧迫し、時には厳しい困窮状態に陥れた。他

方、首長 (chief) は家畜の大所有者であるが、その家畜の群れに十分な牧草を見つけねばならないという困難性を抱えていた。「家畜」という形での首長の富は、部族地を処理する首長の権限とは不釣り合いであったといふ事実、そして、部族員 (tribesmen) は耕作の手段を確保するという必要性にしばしばひとく苦しんだといふ事実⁽¹⁴⁾が、「家畜贈与」 (giving stock) の慣行に結び付いたとメーンは考える。この「家畜贈与」をメーンは、「エバーハート部族の長の権限が、単に彼の奴隸的な従者に対するだけではなく、自由な部族員（部族の長は最初は単にそのなかの第一人者にすぎなかつた）に対しても増大したのか」という点を解明するものとして、また「封建的な隸属が作り出された経過についての全く新しい事例」としてとらえる。⁽¹⁵⁾ 封建制 (feudalism) は、恩給 (benefice) と託身 (commendation) の源泉から成長したとするスタッフ・W.Stubbs の『憲政史』 (Constitutional History) の理論を前提にして、メーンは「家畜贈与」を託身の一形態であると考えた。

西ヨーロッパ全体にわたって一般的にみられた託身 (commendation) の成立理由は、「民事的かつ刑事責任の体系と結び付けられていた」とされる。⁽¹⁶⁾ すなわち、それまで家族集団が負っていたその構成員による犯罪や民事的な債務に関する責任を、单一の領主に肩代りしてもらつたために、「自らを人の隸属の状況に自発的におく」という現象が発生した。⁽¹⁷⁾ このような託身の成立理由に関する従来の説明に対しメーンは、異なる地域の異なる状況や段階の下では、その成立理由はまた違つたところに求められると言える。メーンはまずアイルランで古代社会の土地制度について述べ、首長 (chief) は彼自身の領地を有し、また部族地に対する一般的な行政権を保持するが、しかし決して部族地の所有者ではないことを確認した上で、「家畜贈与」 (giving stock) 慣行の成立について次のように述べる。⁽¹⁸⁾

彼（首長 chief）はやがて部族員 (tribesmen) の軍事的指揮者となり、そして、おそらくはその資格で、大きな富を家畜といふ形で得たのであつた。その家畜の一部分を部族員の間に配置することだが、彼にとって

はともかく重要な意味を有するようになつた。そして、部族員の側では、状況が圧迫するなかで、しばしば耕作に用ひるための家畜を切实に必要としていた。かくして、首長は古代アイルラン法において久しく「家畜を与える」ものとしてあらわれ、部族員はそれを受け取るものとしてあらわれる。……(中略) ……家畜を受け取る」とよいで、自由なアイルランドの部族員は首長の臣下あるいは家来であるケール(céil, kyle)になり、単に料物(rent)だけではなく、奉仕(service)と忠誠(homage)を首長に負う」とになる。託身の正確な効果はこのよつにして産み出される。そして、興味ある事実は、それらが単純なわかりやすい動機から産み出されるところである。首長と臣下の取引は、後者にとって極めて重荷となる。しかし、そこには導く必要性は差し迫ったものであり、そしてこの必要性の勢いは、その必要性が生ずる社会がより未開的であればあるほど、そしてその土地への定住がより最近であればあるほど、より大きくなるであろう。

このよつにして成立した「家畜贈与」(giving stock)の慣行において、部族員は受け取つた家畜の多寡にしたがつて首長(chief)との新しい身分関係に入つた。メーンは次に、セア家畜保有者(saer-stock tenant)とティア家畜保有者(daer-stock tenant)の区別について述べる。

首長からわざかな家畜しか受け取らなかつたセア家畜保有者(saer-stock tenant)は、自由人としてその部族的な権限を完全に保持した。そして、通常の保有期間である七年の終わりには、セア家畜保有者は家畜に対する権限を得た。その間、セア家畜保有者は家畜を耕作に利用し、首長の側では「成長と増加とマイルク」を得た。⁽¹⁹⁾その他にも首長は、忠誠(homage)と力役(manual labor)を受ける権限があつた。力役は、首長の作物の収穫、城や砦の築造、に際して提供される。力役の代わりに首長の戦争時の従軍に従うこともあつた。

大量の家畜を受け取つた場合や、最初はわざかでも後に大規模な増加があつた場合は、ティア家畜保有者(daer-stock tenant)と称される。ティア家畜保有者は非自由民であり、重い義務を負つていた。首長によつて与

えられた家畜は、一一〇の部分からなる。一つは、受領者の地位、すなわち名価値 (honor-price) とかかわっており、もう一つは料物 (rent) もかかわっている。後者については『古代アイルラント法』で詳しく述べられており、メーンは法書 (law-texts, law-tracts) の一つであるカーン・アギルネ Cain Aigilne から一例を引用している。⁽²²⁾ 料物のなかでディア家畜保有者にとって最も重荷になったのは、寄食 (refection) による食事の提供義務であった。家畜を給与した首長 (chief) は、一定数の仲間とともに、特定の時期に定まった日数の間、ディア家畜保有者の家に行き御馳走になる権限があった。このよるな首長とディア家畜保有者との関係は永久的なものではなく、七年以後にもし首長が死去すればディア家畜保有者は家畜に対する権限を獲得し、反対にディア家畜保有者が死去した場合には、その相続人は首長に対する義務から部分的に解放された。ただし、ディア家畜保有者の必要性からこの関係がはじまつた場合は、実際的には恒常化する蓋然性が非常に高かった。

このよつて二種類の家畜保有 (stock tenancy) について述べた後、メーンは後の時代の分益定期小作 (metayer tenancy)⁽²³⁾ との比較を行なう。メーンによると分益定期小作の非常な古さはアダム・スミス Adam Smith の認識するところであり、ヨーロッパ大陸では広範に存在し、スミスの時代にはまだその一変種がスコットランドにおいてステイールボウ steelbow という名称でみられた。⁽²⁴⁾ しかし次に掲げるよるな重要な差異がみられるとしてメーンは指摘する。すなわち、第一に、分益定期小作と異なり土地は家畜保有者に属したこと、第二に、家畜保有関係は単に契約上の義務であるだけではなく、それによって身分的な変動が産み出されたこと、第三に、家畜の受領は必ずしも自発的なものとは限らず、首長 (chief) から家畜を受け取ることを義務付けられることがあつた、と云つた点である。

以上、「家畜贈与」慣行に関するメーンの所説の一部をかなり詳しくみた。メーンがその所説を展開するにあたつて専ら依拠したのは、The Ancient Laws of Ireland であった。J.オーネン・ドノバン J.O'Donovan による

オーカリ E.O'Curry によって英訳されたこの史料集は六巻よりなるが、一巻は一八六五年、二巻は一八六九年、三巻は一八七二年に刊行されており、メーンはそれらを利用したのであつた。しかしながら、その後のブレボン法研究の発展の結果、この史料集の史料的価値は極めて減殺されてしまった。ビンチー D.A.Binchy によれば、「その編纂の方針、とりわけ関連する写本の間での選択の方法は、いかなる分類の試みを拒否するほどに非常に恣意的で混乱したものである」とされており⁽²³⁾、また J. オーディヴァン、および E. オーカリの両者が存命中に政府から移植された作業を終了させてしまわんがため、「彼らは多數の写本の比較研究を実行する」とが可能となる前に、孤立して筆書き翻訳した。もし彼らがもう少し長い生涯を許されたならば、「古代アイルランド法」(The Ancient Laws of Ireland) の英語訳における最悪の大失敗は、その多くが避けられたことは疑いないであつた」といふことであら。

このよつて時代的制約のトドケ、メーンの理解やその論述にも重要な誤りが少なからず存在したようである。N.T. パターソン N.T.Patterson によると、「古代アイルランド法」に基づいて提起された議論の多くは、アイルランド人の学者を大いに不快がらせた。例えば、メーンは血縁関係についてのアイルランド語の表現における多数の用法を熟考した後に、家族団体は五人の大人の男性に限定されると結論付けた。これは未開民族の間で普通にみられる、手の指の数を超えて数える」とができるないと云つて、自然的な能力の結果であると彼は考えた」ということである。まだ、イングリッシュ語族という枠組みにおける社会発展の全体的で単系的な理論は、現在では通用しないものとされてくる。⁽²⁴⁾ そこでメーンによって採り上げられた「家畜贈与」(giving stock) の慣行が、今日のブレボン法研究者によつてどのように捉えられているか、N.T. パターソン N.T.Patterson および F. ケリー F.Kelly によれば、

メーンが「家畜贈与」(giving stock) と称した慣行を、パターソンは家畜貸与 (cattle-loan) と称し、ケリー

もまた家畜の貸与 (advance of stock) を表現している。またメーンがセア家畜保有者 (saer-stock tenant)、ディア家畜保有者 (daer-stock tenant) と称してゐるが、両者はともに、自由な従者 (free client)、卑賤な従者 (base client) とかかづやかに表現してゐる。家畜や土地の貸与によって従者をもつては、領主 (lord) にとって、食料 (food-rent) やおび奉仕 (service) とともに地位 (status) を得る」ともあつた。領主階層はこれらに内部的に何段階かの階層に分かれており、それぞれの名譽価値 (honor-price) が異なることなど、その従者 (client) の数も階層差によつて一〇人、一〇人、四〇人と異なつてゐる。領主と従者の関係において、優位の立場にあるのが領主であることはさうまでもないが、しかしながら、領主は従者を正当に扱うべきものとされた。不実な領主は、平民 (commoner) の地位に格下げされた。もし領主が平民に対し不当な決定をするならば、平民は普通ならば支払わねばならない重い罰金を支払うことなしに領主の元を離れることができた。そして、領主が従者に対する義務を十分に果たさないとときは、領主はその名譽価値を失つたのである。従者は領主との関係を取り結ぶ」とによつて、農業上の好適な条件を獲得し、また例えば契約に関する保証人のような法的な支援を期待することができる。従者と領主はしばしば同じ血縁集団に属する。従者は、自由な従者と卑賤な従者の二種類に分かれるので、次にそれについて述べる。

自由な従者 (free client)

これについては、史料が断片的にしか存在しない。ポーラン böaire と称される中戦 (middle-rank farmer, strong farmer) が主になつたようである。クリース・ガブラッハ、Critch Gablach という法書 (law-text, law-tract)によれば、自由な従者は領主から封 (fief) として三頭の乳牛を受け取ることにして描かれてゐる。そして、三年の間、自由な従者は毎年三頭の乳牛の封の返却として、封の三分の一の等価物、すなわち一頭の乳牛を返さなければならぬ。したがつて三年の終わりには、封の等価物が返却される」とになる。次の二年の間、一頭の

乳牛の価値の等価物が、子牛や糞といった酪農による産物（あるいはそれに相当する価値）でもって支払われねばならない。そして七年目には、最初の封は領主に返還されねばならなかつた。領主が死亡した場合も、その相続人に自由な従者は封を返還しなければならなかつた。卑賤な従者の場合と異なり、名誉価値 (honor-price) の分は領主より自由な従者には支払われていないので、領主は自由な従者が受け取つた賠償の分け前をなんら要求できなかつた。また、自由な従者と領主は、お互に罰則金なしに、封を返却しその関係を終了させることができた。この点も卑賤な従者の場合とは異なつてゐる。

自由な従者は、領主に対し、忠誠 (homage) と力役 (manpower-service, labour-service) の義務を負つていた。自由な従者は領主の面前で立札する」とにより、その忠義心を象徴的に示さなければならなかつた。これは同じ地位の男達が互に出会い集会やその他の社会的な集まりにおいて、かなり重要性を帯びる行為であつた。もし自由な従者がそれを怠れば、三シェード sets⁽²⁹⁾ の罰金を科せられた。力役はマンフイーネ manchuine と称されるが、この言葉はもともと修道士や従者が修道院に負つてゐる料物と奉仕を意味する言葉であり、そこから発展して領主への力役を意味する言葉になつた。力役の規模は三年に一度、『各若雌牛 (heifer) につき男一人』といつた形で明示される。すなわち封として三頭の若雌牛が与えられた場合、自由な従者は、建設、収穫、軍役、といったいくつかの慣例上の力役に年に一度従事する義務を負うことになる。こうした力役は自由な従者の高い地位とは矛盾しており、本来的なあり方ではないとする学者もいるが、すべての自由な従者が高い地位にいるわけではないので、必ずしもそうはいえないようである。⁽³⁰⁾

また、自由な従者による領主への支払いの経済的な面の評価も様々であるが、基本的には、自由な従者と領主の間の関係は、両者の側にとって利益も損失もない交換であつたとパターソンは考える。自由な従者は最初は自分の家畜の群れからの支払いで、次は彼が受領した三頭の乳牛の所産でもつて、領主から与えられた家畜を單に

置き換えたにすぎない。勿論、自由な従者は、危険と管理費用を引き受けている。三頭の乳牛とその子孫が最大限の能力で出産しないならば、自由な従者は損失を蒙るであろう。しかし、その危険性は少ない。三頭の乳牛といふのは典型的な封であり、余分な利益は領主および自由な従者のどちら側にとつてもその目的ではなく、むしろ政治的な安全性を備えることが問題であった。近年この政治的効用の問題に光が投げかけられている。自由な従者の封は、強大な構成員の多い氏族集団にのみ与えられる。西アルスターの一部で行われていた類似した古い慣行においては、領主はその家畜群を病気や襲撃から守り、また上級領主や兄弟をはじめその競争者から領主の富を隠すために、他方、従者は地方領主の交代による影響から保護を求めて、贈与と奉仕の相互的関係が成立っていた。領主の追随者は他の領主の追随者や氏族員と暗黙のうちに競争状態にあり、その忠誠心をどちらにおくか決定しなければならなかつた。法の規定するところによれば、氏族員が外部の領主や王の自由な従者になる可能性は認められていたが、しかし、かかる外部者も誰かを自由な従者にする「ことを要求する」とはできなかつた。自由な従者の忠誠における変化は、明らかに政治的な変化の微妙なバロメーターであり、しばしば地方的なレヴァンゲルでの戦争の勃発への前兆であつた。

卑賤な従者 (base client)

初期アイルランド領主制における最も重要な政治的・経済的な関係は、この卑賤な従者と領主の間の関係である。自由な従者の場合と同じく、家畜の封 (fief) を受領することによってその関係は始まる。しかし、卑賤な従者においては、その封は実質的にかなり大きい。封は土地やその他の貴重な物、特に農具の場合もあるが、一般的には生きた家畜である。封の大きさは、受領者の地位にしたがつて変化する。ボーテン *bóaire* と称される中農 (middle-rank farmer, strong farmer) は 110 シュート *séts* に相当する封を手に入れるのに対し、オーガレ *óaire* と称される小農 (small farmer) の場合は、16 シュート *séts* である。⁽³⁾ その他に、領主は名譽価値

(honor-price) に相当するものを卑賤な従者に支払へ。これは、服従の動産 (chattels of subjection) と称された。カーン・トギルベ Cain Aicilhe や、法書 (law-texts, law-tracts) によれば、オーカン òcaire の場合、それは三ハユード séts であった。他方、領主は、卑賤な従者にかかる賠償金のあらゆる支払いに対し、三分の一の利害を有した。これによつて領主の名譽は卑賤な従者の安寧をも含み込み、卑賤な従者の社会的な安全性は、領主の力と名譽が及ぶ範囲にまで増大した。しかしながら、この服従の動産は、实际上は領主からの質物として機能する」とによつて、取引において象徴的な役割以上の意味を有した。領主が封を卑賤な従者の保有から引き上げると、こう場合には、卑賤な従者は服従の動産の半分を保持できた。この為に、ある領主達は、明らかに家畜貸与のこの部分の引渡しを遅らせた。しかし、もし領主がそれを生涯実現しないならば、卑賤な従者は、封自体として受け取つたものの三分の一を保持する権限が与えられた。

封 (fief) の返礼として、卑賤な従者は、広範な奉仕 (service) と料物 (rent) を領主に對し負つていた。料物は一種類の物からなる。一つは生きた家畜での支払いであり、例えば、ボーア boaire の場合は乳牛一頭、オーガレ òcaire の場合は一歳の雄牛一頭とされる。もう一つは、パン、小麦、エール、蜂蜜、バーロン、ミルク、バター、玉葱、蠟燭、等といった主に調理された食物からなる食物料 (food-rent) の支払いである。家畜よりも後者の食物料の方が、より重い価値を有してゐたといふわけである。後の時代の非法律的な史料によれば、卑賤な従者は、食物 (料) の供給者 (provider of food [rent]) として知られている。もし卑賤な従者がこれらの料物の支払いを怠れば、彼は負担すべき料物の二倍を返却する必要あり、110ハユード séts という重い罰金を支払わねばならなかつた。これらの料物の大部分は、冬の間のコヘ côte と称される領主の接待に際して支払われた。元日から告解火曜日 (Shrove Tuesday) またはどんぐ一ヶ月続ける間、人々は夏に生産され秋に加工された、貯蔵食物で生活した。領主の接待にあたつては、領主が連れていく客の数と、卑賤な従者が供する食物の質は精

密に定められていた。客の数は、卑賤な従者一人につき客四人の比率で、卑賤な従者五人を単位として、その倍数として設定された。すなわち領主の地位の高低によって、一一〇人、四〇人、六〇人と定められていた。祭りのときの饗宴は勿論、普通の接待でも、席順をはじめ様々なことに卑賤な従者は気を配らなければならなかつた。

領主に十分な良質の食物を供する」とに失敗した場合は、領主の尊嚴が最も劇的で危険な形で侵害されたことになる。後の中世の史料によつて、農民層に対する賦課として記録されている別の貢納物は、*コングバール* *cong-báil* であつた。これは、地方の王 (king) が他のトゥー、 *túath* を攻撃するために兵士に召集を命じたときに、兵士や役職者を農民の家に宿泊せしむることを意味した。テューダー朝の史料では、王が要求しうるものには限度がなかつたので、これは不定の奉仕 (uncertain services) と称された。断続的にであつたのが歴史的経過の中で、これが卑賤な従者にとってはるかに重い負担になつたことは大いにあり得る。その重用性は決して過小に評価できないのであり、国家的な制度の不存在にもかかわらず、一定の公的・行政的な活動が可能であつたのは、地方の政治的な共同体の仕事で旅行する人達に、安全な食べ物と保護を用意するこの制度が存在したからであつた。これらの卑賤な従者の住居は、領主の政治的な組織に随意奉仕するという義務の下で、散在する権力の結節点を構成した。

さらにその他に、卑賤な従者は、領主に対し一定量の手作業の労働奉仕の義務を負つていた。彼は領主のトウモロコシ畑で刈り取り部隊に参加しなければならなかつたし、また領主の居館の城門の建築に加勢しなければならなかつた。それから領主の死に際しては、⁽³²⁾ とりわけ煩わしくて象徴的な労役義務が生じた。領主の埋葬地を掘り、注釈によれば乳牛一頭というお布施 (death-levy) を支払い、法事 (commemorative feast) に出席しなければならなかつた。

また、卑賤な従者は軍事的な義務も負つていた。中世の初期においては、領主が勢力を誇示する必要があると

され、卑賤な従者はいつでも領主の部隊に参加しなければならなかつた。古い史料によると、卑賤な従者なしに軍事的遠征を試みる貴族の無益者は、判決を「す」と試みる無知の裁判官や購買を試みる貧乏人の無益者にいたふらでいる。法書 (law-texts, law-tracts) カーン・アギルネ Cain Aicilne も、卑賤な従者の義務として、首長 (chief) が質物を取り戻す際の助力、集会での首長への支持、復讐 (vendetta, blood-feud) での首長への助力、敵に対する攻撃と防御の任務に就くことを掲げている。最後の攻撃と防御の任務とは、略奪者、馬泥棒、狼を追跡し捕まえたり、岬や峠のよつた戦略地点および領域の境界をペトロールすることであつた。王 (king) が他のトゥー・tuath に対する遠征軍を組織したときは、各領主 (lord) は戦闘において、配下の従者の指揮者として行動したことはありそつたことである。この場合の卑賤な従者の役務は、自由な従者の場合と同じく、「各若雌牛 (heifer) につき男一人」とした形で大雑把なやり方で定められていた。卑賤な従者の封は最も高い階層、ポートン boarne では三〇頭の若雌牛 (heifer) の価値にまで及び得たので、卑賤な従者の人力は自由な従者以上のもとのよつてに思われるが、しかしその軍事的な義務に関する形跡は、極めて限定的なものであつた。

後期の時代になると、いのよつた方法で微裏された軍勢は信用されず、大領主 (great lord) は傭兵を好むよつになつた形跡があらわれる。初期の時点で卑賤な従者の軍事的な役務が減少してしまつたことが反映されて、法書 (law-texts, law-tracts) には卑賤な従者の軍事的な役務についてはあまり触れられていない。卑賤な従者が家来 (retainer) としてあまり役に立たなかつたところの理由は、彼らの忠誠心が分割されがちであつたという点にある。卑賤な従者は、封を受領し奉仕の義務を負う領主を、同時に三人持つことが法的に認められていた。唯一の法的な制限は、第一の領主からの封に対し、第二の領主からの封はその三分の一、第三の領主からの封はその二分の一、をそれぞれ超えることができないということである。いのよつた状況は、領主の家族が相争い、分裂してくるときに特によくあらわれるのであり、それその後継者が自己の配下を確立しようと努力する」と

によつて生じた現象である。またこのように領主の家族的な團結が弱いところでは、卑賤な従者は多分できるだけ多くの将来有望な指導者と提携することによって、危険を回避したであらう。加えてある一定の時期と場所において人口密度が低い状況があれば、卑賤な従者は短期の契約を結び領主と居所を次々と替えることによつて、その選択と義務をこゝました。

ところで、主従契約に基盤をおく取り決めにおける予想できない結果に対立するものとして、ノルマン人が侵入する以前のある時点から、一つの試みが始まる。すなわち、ある一定の領域が戦争を維持する一定量の物を産み出すといふ仕方で、軍事的な貢献を合理化する試みである。アイルランドのある地域（多分北東部）でなされた。tricha cét (thirty hundreds) と称される財政的賦課のこの土着的な制度は、軍事的な機能を維持するためには、農民の生産物が徵収される組合として作用した。この制度における最も大きな単位、tricha cét (thirty hundreds) は、○の兵站場所 (feeding place) に細分され、この兵站場所はさらに内部的に分割される。tricha cét (thirty hundreds) は、トゥーベー、tríath と異なり、必然的な社会的基盤を有しない。それは、かなりの規模で軍事的な活動を統合する能力と必要性をもつた、上部の外部的な権力者によって民衆に適用される、賦課の単位であった。それは、九世紀から十一世紀までのヴァイキングの進入に対し、強力なアイルランド人の戦争指揮者が出現したときに広まつたと思われる。

さて、領主と卑賤な従者は、相互の合意によつてその契約を終えることができる。その様な場合には、領主は、卑賤な従者によつて既に供された料物 (rent) や奉仕 (service) の価値を減じて、彼に与えた封 (fief) を取り戻す。しかしながら、もしその取り決めを終えることを望んでいるのが領主だけであるならば、そして卑賤な従者が彼の側の契約を果たしてきたならば、領主はさらに彼に償わねばならない。例えば、もし領主が他の卑賤な従者に与えるために封を彼の従者から取り去るならば、領主は通常、料物と奉仕として負担されたものと合わせて、

元々の従者の名譽価値 (honor-price) の半分を支払わねばならない。もしやめるのを望むのが卑賤な従者であるならば、その違約罰はよりきつじものであろう。もし卑賤な従者が領主に対する侮蔑から契約に違背しているとみられるならば、彼は封の二倍を返却し、支払うべき料物の二倍を引き渡し、そして領主の名譽価値を支払わねばならない。もし侮蔑がないならば、彼は、封と料物の一倍と合わせて、領主の名譽価値の半分をお支払わねばならない。しかし、もし新しい領主が前の領主より高い地位に属するならば、卑賤な従者は、前の領主の名譽価値の三分の一を支払う必要があるだけである。もし新しい領主が前の領主より卑賤な従者により近い関係にあるならば、名譽価値の支払いは何ら必要とされない。

なぜ人々は卑賤な従者となつたのか？小農 (small farmer) にとって、家畜のバランスは常に最も鋭く問われる問題であった。封 (fief) という形で、彼は自己の家畜の構成に欠けているものを獲得することができた。卑賤な従者の家畜群に対する領主の寄与は、典型的あるいは理念的には若雌牛、すなわち搾乳の発端にある若い乳牛にあつた。他方、領主は、出産しない期間の動物の飼育負担を他者に移した。中世初期の乳牛は、四歳まで子牛をつまず、七歳でピークに達したのでこの点は重要である。そして、他人の成長した乳牛を盗むことによって、牧場の生産力を倍増できた。古代アイルランドの王や領主は、家畜の略奪者でもあつた。

しかし、領主から家畜を配分される」とによつて、卑賤な従者は恩恵だけでなく不利益をも蒙ることになる。まず土地利用の面である。首長 (chief) が農民に乳牛を封として与えたとき、農民の側からすると、彼の牧草と労働力の一定部分が、料物負担の義務のある首長の乳牛の維持のために割り当てられなければならなくなる。さらに、七年間経過すると、卑賤な従者は料物を免除されて封を所有することになるが、しかし元々の封は牛肉として消費する以外には役に立たなくなつてしまつ。そして、領主との関係を終えるために元々の封を完全に、多く同価値のものを返却しなければならない場合には、卑賤な従者は苦境に陥ることがある。領主の家畜を世話をす

る危険を引き受けることは、卑賤な従者にとってもまた不利益であった。この型の取り決めは、家畜が重要な富を構成し、他の要因が社会的な階層化を促進するような社会では、ありふれた事柄である。それ故、家畜の貸与は、受領者の従属化を促進する特徴を帯びているといえる。

領主 (lord) から封 (fief) を承領する」とはよどり、卑賤な従者 (base client) および親族 (kin) の土地の利用が圧迫され、また卑賤な従者が義務を履行しない場合は、その契約の保証人となつた親族にまで責任がおよぶ危険性を招き、これらはその土地を没収される危険性さえ存在する。このよつた不利益にもかかわらず、なぜ農民は卑賤な従者になるのか? 自由な従者 (free client) の場合と異なり、卑賤な従者の場合、個別家族および最も近い親族の経済的弱さが関連する。生産的機能のための貸借と法的取引における保証は、最も近い親族の間で人々がまず獲得しようとする社会的サービスであった。これらがほとんどないか脆弱なところでは、家族や個人がその地位を保つのは困難である。財産を失つたり、あるばは近い親族からの適切な援助がなによつて人々は、経済的・社会的な保護を求めて卑賤な従者の関係に入った。

以上、N.T.パターソン N.T.Patterson、およびF.ケリー F.Kelly、とりわけパターソンの研究に大きく依拠しながら、家畜貸与 (cattle loan) の慣行について詳細に述べておいた。法書 (law-texts, law-tracts) としてカーン・アギルネ Cain Aicilne のほかに、ヘンリー・メーン Henry S. Maine の歴史ではまだ用いられなかつたクリース・ガブラッハ Crith Gablach が参照されても、その慣行の内実がより具体的に明らかにされるようになつた。その中で、明らかにメーンの理解とは異なる重要な点もいくつかみられる。例えば、メーンは家畜を受領する目的は耕作用の動物を獲得する」とあると考えたが、その点は政治的効用の問題、あるいは耕作用ではなく酪農のための家畜の問題といつてゐる。またメーンは七年後には家畜は農民の所有になると考えたが、自由な従者 (free client) の場合は領主に返却しなければならなかつた。リチャード・メーンの見解が訂正された点もあ

るが、壁民の義務は、忠誠(homage)、料物(rent)、力役(manpower-service, labour-service)の三種である。リードや、家畜貸与(cattle-loan)など種類の形態は受領する家畜の規模の遙かに少ないものから、大規模な組合はそのまま維持されている。いずれにしてもリードの慣行は、アイルランド古代社会において極めて貴重な財産であった家畜を通じて、封建的な従属関係を形成していく作用を果たしたものとして、極めて注目に値するものといふことができる。次に節を改めて日本古代における米の貸与、すなわち出举米について述べよう。

- (一) 古代アイルランドの法書に關しては、F.Kelly, *A Guide to Early Irish Law*, 1988, pp. 225ff.; D.A.Binchy, *Corpus Iuris Hibernici*, vol. 1, 1978, Introduction; N. T. Patterson, *Cattle-Lords and Clansmen: kinship and Rank in Early Ireland*, 1991 (2nd ed. 1994) pp. 3ff.; L.Breatnach, *Lawyers in early Ireland (Brehons, Serjeants & Attorneys: Studies in the History of the Irish Legal Profession*, ed. by D. Hogan & W.N.Osborough, 1990, pp. 1ff.) 等を参照。
- (2) ルーハー túath やナヒ田(king)についても、Kelly, op. cit., pp. 3ff. および下・W・マーティー/E・X・マーチン前掲書四七頁以下、雄前掲書七六頁以下、等を参照。
- (3) ファネ Fine についても、Kelly, op. cit., pp. 12ff; Patterson, op. cit., 215ff; A. U. Clerigh, *The History of Ireland to the Coming of Henry II*, pp. 212ff. および下・W・マーティー/E・X・マーチン前掲書四〇・一頁、等を参照。
- (4) Kelly, op. cit., pp. 7ff. and 17ff; Patterson, op. cit., 151ff. および下・W・マーティー/E・X・マーチン前掲書四二頁以下、P・バアヌスフオード・エリス前掲書一一頁以下、等を参照。
- (5) Patterson, op. cit., pp. 61ff. を参照。
- (6) Kelly, op. cit., pp. 101f. and p. 208; Patterson, op. cit., pp. 107ff. を参照。
- (7) Kelly, op. cit., p. 100; Patterson, op. cit., pp. 102ff.; E.Neeson, *A History of Irish Forestry* pp. 24ff. を参照。
- (8) Kelly, op. cit., pp. 100f. を参照。
- (9) Kelly, op. cit., p. 3.
- (10) P・バアヌスフオード・エリス前掲書八・九頁。
- (11) メーンの著作、経歴、方法論等については、川島武宣編著「法社会学講座」、「法社会学の形成」五八頁以下、内田力蔵「サード

「ノーリー、ヘン——イギリス歴史法学の伝統と特色」(1) (ii) (iii) (国) (中) (下) (八) (九) (法律時報) 一六六号、一九〇頁以下、一六七号、一一〇頁以下、一六九号、六七頁以下、一七〇号、二〇七頁以下、一七四号、二〇四頁以下、一七九号、二〇九頁以下、R.C.J.Cocks, Sir Henry Maine: A study in Victorian Jurisprudence.

- (15) pp. 147ff. なほ、マーベルの著について、カール・マルクス Karl Marx が辛辣な批評を付した摘要を作成しておる。ナニヤ、ナニヤ、ナニヤ。

(16) Maine, op. cit., p. 151.

(17) Ibid., p. 152.

(18) Ibid., p. 155.

(19) ハーバード大学の「マーティン・マクレラン」によれば、「The Ancient Laws of Ireland, vol. II, p. 197.」に記載してある。

(20) The Ancient Laws of Ireland, vol. II, p. 255, and p. 259.

(21) ハーバード大学の「マーティン・マクレラン」によれば、「The Ancient Laws of Ireland, vol. II, p. 197.」に記載してある。

(22) 「The Oxford English Dictionary」によると、「小作」は、「地主の土地を耕す者」と定義される。つまり、地主の土地を耕す者である。

(23) Binchy, op. cit., p. xii.

(24) Ibid. p. xvii.

(25) Patterson, op. cit., p. 10.

(26) Ibid. p. 19.

(27) Ibid. pp. 125ff. ふるいれ以降のバーチンの所説に関する叙述は、特に断りのない限り同書による。

(28) Kelly, op. cit., pp. 26ff. なお、これ以降のケリーの所説に関する叙述は、特に断りのない限り同書による。

(29) ハム・セイは、乳牛半頭分の価値に相当する。ただし、クリース ガブリッハ Crith Gablach とする法書 (law-text, law-tract) では、五分の四頭分の (乳) 牛の価値に相当するとされてゐる (Kelly, op. cit., p. 116.)。

(30) ケリーは、力役は領主に対する個人的な随從義務を意味しており、後の法狀にあらわれる現実的な労働は自由な従者本人によらずではなく、その隸從する家人 (dependant) によって果たされたと理解する。これに対し、バーチンはイギリス中世における範囲の事例等から、そのような力役が自由な従者によって担われたと考えているようである。

(31) ただし、封の実際の量については、二つの法書 (law-text, law-tract)、すなわちクリース ガブリッハ Crith Gablach と カーン・アギルネ Cain Aicilne の間で相違があり、その相違との関連で、卑賤な従者は個人的にどの程度の家畜を保持していたのか、どうかについて学者の間で論争があるようである。

(32) 領主が死んだ時に卑賤な従者は与えられた封を保持しているので、卑賤な従者として領主のどの相続人に仕えるかを選択する」とは今や自由であった。かくして領主の死はまた、特定の政治的な結び付きの死でもあった。

II 日本古代の出挙米

出挙米とは、米による出挙、あるいは出挙された米のことをいう。出挙とは利息付きの消費貸借であり、日本の古代から中世において広く行なわれた法律行為である。⁽¹⁾ これは出挙に関する従来の研究にもっぱら依拠して、古代アイルランドの家畜貸与 (cattle-loan) との比較に必要な範囲で、出挙米の基礎的な事項について述べておこう。

出挙という言葉や制度は、隋・唐時代の中国から導入されたものであるが、類似した利息付きの貸借慣行は、大化以前のかなり古い時代の日本においても行なっていた。「日本書紀」大化二年（六四六）三月辛巳条にみえ

る「吉備鳴皇祖母処々貸稻」は、そのような慣行をあらわしているとされる。このような大化以前の稻の貸与は、田租の起源が初穂貢納という共同体的機能を有していたのと同様に、本来的には共同体の首長による種稻の分与という性格を有しており、原田租と一体的に運用されていた。しかし、原田租が神への奉納から地域的な首長への租税と転化していったように、出舉の前身もまたミヤケにおいて行なわれるような場合には、その收取的な性格を強めていった。

（）のような下地の上に導入された出舉の制度は、律令では次のように規定されている。

〔雜令公私以財物条〕

凡公私以財物出舉者、任依私契、官不為理、每六十日取利、不得過八分之一、雖過四百八十日、不得過一倍、家資尽者、役身折酬、不得過利為本、若違法責利、契外掣奪、及非出息之債者、官為理、其質者、非對物主、不得輒賣、若計利過本不贖、聽告所司對売、即有乘還之、如負債者逃避、保人代償、

〔雜令以稻粟条〕

凡以稻粟出舉者、任依私契、官不為理、仍以一年為斷、不得過一倍、其官半倍、並不不得因日本、更令生利、及廻利為本、若家資盡、亦准上条、

〔雜令出舉条〕

凡出舉、兩情和同、私契、取利過正条者、任人糾告、利物並賞糾人、
これらの規定によれば、次のようなことが定められている。

- ①官司が主体となつて財物を貸与する公出舉の場合も、私人が財物を貸与する私出舉の場合も、国家の管理を受けることなく自由に契約することが認められること

②貸主は六〇日毎に利息を取るが、元本の八分の一を超えてはならないこと

③六〇日の八倍、すなわち四八〇日で利息は元本と同額になるが、利息が元本を超えることは認められないこと

④借主が返済できない場合は家宅および資財をもつて充てるが、それでもなお不足の場合は、「役身折酬」すなわち借主の労働でもつて償うこと

⑤利息を元本に組み入れる複利計算は認められないこと

⑥違法な利息の收取、契約外の質物の私的差押え、および利息のつかない消費貸借については、国家が管理すること

⑦質物の売却については所有者の了承を得ること、また質物の用益により利息分のほか元本をすべて償還できない場合は、官司に届け出て売ることができ、剩余があれば所有者に返却すること

⑧借主が逃亡した場合は、保人が代わりに償うこと

⑨稲粟を対象とする出挙も同様に扱われるが、契約期間と利息については特別の定めがあり、一年でもつて契約は終了し、私出挙については元本の一倍、公出挙については元本の半倍が利息の上限とされること、

⑩規定の上限を超える違法な利息の收取について告発した人に、その利息分を褒美として給すること、

稲粟を対象とする出挙に特別規定が設けられているのは、公出挙にしろ私出挙にしろ、その多くは稲粟、とりわけ稻を対象とした出挙であったからである。稲粟出挙については、公出挙と私出挙の利息が異なっており、公出挙の利息が私出挙の利息の半分に抑えられているのは、公出挙がその前身段階において有していた共同体的な機能と役割を反映したものといえる。その利率も、しばしば五割から三割に縮減されている。⁽²⁾ ただし私稻の出挙の場合も、和銅四年（七一）にその利率が五割に軽減されているが、はたしてどの程度守られたか疑問とされ

ている。次に、稻粟出挙の契約期間を一年に限定しているのは、当然ながら農作業上のサイクルに基づく。公出挙の場合、大体のところ毎年春と夏に穎稻が貸与され、秋の収穫時に元本にあたる本稻と利息にあたる利稻が徴収される。春は旧暦の二月中・下旬から三月前半、夏は四月下旬から五月頃とされる。春の貸与は種稻や賞料として、夏の貸与は端境期の食料や田植え時の雇用労働への対価として、利用されたのではないかと考えられる。公出挙の中心は、国衙が行なう正税出挙である。国衙は正倉に田租等を正税として穀稻および穎稻の形態で収納し、穀稻は基本的に長期にわたって保存するのに対し、穎稻は出挙として運用しその利稻でもって国衙に必要な経費に充当した。正税以外の雜色官稻と称される郡稻、公用稻、駅起稻、等の公出挙も天平年間に正税出挙に一本化されて運用されるようになった。天平九年（七三七）に、「臣家之稻、貯一蓄諸國、出一挙百姓、求利交閥」という状況に対し、このような私稻の出挙を禁止したのは、^{〔3〕}正税出挙の強化・拡充をはかるためであったとされている。しかしながら、このような禁制にもかかわらず、私稻出挙はその後も盛んに行なわれたようであり、天平一年（七三九）正月二三日の国造豊足解は、^{〔4〕}封戸の租稻による私稻出挙についての決算報告書とされている。また、天平勝宝三年（七五一）九月四日太政官符は、「今聞、京畿百姓出挙穎稻、名曰「錢財」、及於秋時「償以正税」、如「此姦聟巧詐方端」と述べており、違法とされていない錢財出挙の形をとつて、実際には私稻出挙が行なわれた状況が窺われる。

このような律令制下の出挙は、その後、律令体制が動搖・崩壊していくなかで、さらに大きな変容を蒙ることになる。天平一七年（七四五）には、正税出挙の国別定数を示す論定稻の制度と、その運用を円滑に行なうために一定量の正税を別置した公廨稻の制度が設けられ、これ以後、公出挙は強制貸与的な性格が強くなつてくる。前掲の雜令出挙条に「兩情和同」とあるように、本来出挙は両当事者の合意の上で成立するものであり、公出挙も八世紀前半までは個人別に貸与され、そして貸与される穎稻の量も一定していなかつた。しかしながら、公出

举が強制的に貸与されるようになると、その貸与の基準も個人から戸、さらには田積を単位とするようになり、その量も一定してくる。弘仁一三年（八二二）の良岑安世の上疏文には⁶、「河内国、諸家庄園、往々而在、土人數少、京戸過多、伏望不論」京戸土人、當田一町者、出一挙正税卅束云々とあり、當田一町につき二〇束の割合で正税を出挙することについて申請がなされ認められている。籍帳に基づく人身支配体制が弛緩するなかで、京戸・土人という本質にかかわりなく、また墾田永年資財法以降の開墾の進展のなかで、口分田だけではなく墾田等も含めて當田一般を基準単位として、正税出挙の運用を図ろうとしたといえる。

このような正税出挙の地税化といわれる現象が九世紀以降に進行すると同時に、もう一つ重要な現象として、在地の有力な富豪層の行なう私稻の出挙が正税出挙と結び付き、本来国衙によって運用されるべき正税出挙が實際には富豪層によって担われるという事態が生じた。前述したように、天平九年（七三七）の私稻出挙禁止令にもかかわらず、その後も私稻の出挙は盛んに行なわれたようであり、九世紀以降になるとそのようなことはもはや問題とならなくなる。逆に富豪層は国衙から貸与された正税を、自己の私當田経営による穫稻等とあわせて、私出挙として運用することが一般的になってきた。そして、富豪層は、私出挙により入手した五割の利稻と回収した本稻のなかから、国衙に返納する三割の利稻と本稻を析出する。いわば富豪層による正税出挙の一一種の請負がここではなされているのであり、公出挙と私出挙の利率の差が、富豪層の取り分となる。五割という私出挙の上限は必ずしも守られなかつたようなので、この取り分けは實際にはもつとあつた可能性がある。

このように富豪層を媒介として公出挙と私出挙の融合が進むなかで、一〇世紀段階になるとさらにいつそう注目すべき現象が惹起される。当初は国衙から富豪層への公出挙本稻の貸与は實際に行なわれていたが、それが次第に無実化する。そして、正倉に納められるべき正税官稻は、富豪層等の私倉に最初から収納されて、そこから富豪層の勢力下にある農民に貸与されるようになる。この富豪層等の私倉は、史料には里倉としてあらわれてく

る。そして、農民に出舉を行なう富豪層は、史料の上では負名と称される。負名は、建前上は国衙から正税本稻の貸与を受けた形をとつて、農民から徴収した利稻の一部を国衙に「返举」として納入する。国衙と負名の間では、現実には利稻の徴収だけが問題となるのであり、このような段階に至れば、正税出舉は完全に変質し地税化してしまつたといえる。かくして正税出舉に代表される公出舉は一〇世紀段階で所當官物のなかに田租等とともに吸収され、一一世紀における公田官物率法の制定によってその名称も消滅することになる。しかしながら、在地の社会において種稻分与の機能をもつた出舉は、その後、在地領主化しつつある郡司、郷司、保司、名主等に肩代わりされて中世に至るまで盛んに行なわれた。そして、莊園内部において効農の一環として行なわれる、莊園領主による種子農料の下向もまた、出舉という形態をとつたのではないかとされる。⁽⁷⁾ 莊園領主としての寺社も盛んに出舉を行なつており、寺社の出舉米は、一般に「上分米」と称される。

以上、古代から中世に至るまでの出舉米について、ごく大雑把に既往の研究に基づきながら概観してきた。最後に、この出舉米を通して人格的な從属関係が形成されることについて述べたい。こうした從属関係は最も典型的には、借主が貸与された出舉米を返済できない場合の「役身折酬」にみることができる。前掲の雜令以稻粟条では、稻粟出舉についての「役身折酬」の規定が適用されることになっている。⁽⁸⁾ ここでは生の労働力が直接に収奪される。債務奴隸ではないが、借主はそれに近い境遇に陥ることになる。獄令贖死刑条により公出舉の場合はその期間は最長で五年に限定されているが、私出舉の場合は返済が完了するまで使役されることになる。このような「役身折酬」は、質物の売却や家宅・資財の差押えによつてもなお弁済がなされない場合にはじめて行なわれるのであり、それほど頻繁に出現する現象ではないかもしぬれない。とはいへ債務不履行の場合にこのような措置がその背後に控えていることは、それでなくとも弱い立場にある借主を精神的に圧迫し、借主と貸主との間の契約関係を主従的な関係へと転化せしめていく。中世の莊園領主の直営地である佃は名主に均等に配分され、

毎年春、領主より種子・農料が下行されたが、「この種子農料の下行・押受という領主・名主間の関係は、それ自体が年々の「臣隸的関係」の確認を意味したものとみられる。要するにここでは、種子農料が、その授受によって、領主と名主とを、主従的に関係づけるのである」とされる。⁽⁹⁾ 同様のこととは、一般の農民に対する出挙についても当然いえるであろう。大和国宮^{みや}所^{よし}庄から出土した木簡は、九世紀はじめの初期莊園におけるそのような出挙の事例を示している。⁽¹⁰⁾

持てる者と持たざる者の経済力の差が人格的な隸従に結び付くことは、とりわけ前近代社会において一般的にみられる現象であろうが、出挙の場合にはそのような経済的問題だけではなく、出挙が始原的に有していた共同体的な機能から由来する問題が、そのさらなる隸従への契機を構成していたであろう。その年の収穫に感謝し、翌年の豊作を祈願して、神に初穂を捧上するのが田租の始原であり、そして神に捧げられた神稻の一部を翌年の春に種稻として用いることが、その年の収穫を約束することに繋がるのであり、そのような種稻の分与が出挙の始原であった。このような収穫祈願の儀礼と結び付いた農業上の慣行は、やがて地域的な共同体の首長に集約されるようになり、律令国家の段階では、国家的な制度として位置付けられ、国家の収入源としての意味をも有するようになった。律令制下の正税出挙は、まさにそのようなものとして存在した。正税出挙を代表とする公出挙は、私出挙とくらべ利率が低いことや、貸与の主体が官司等の公的機関であることから、それによつて主従的な従属関係が形成されることは、本来あまり考えられない。しかしながら、前述したように律令国家体制の動搖、崩壊にともない、富豪層の私出挙が正税出挙と連結し、さらにいわゆる「里倉負名」と称される段階に至ると、国衙の正税は無実化し、それは富豪層の私出挙活動を通してのみ存立しうるようになる。かつて正税出挙の果たした機能と役割は、富豪層の私出挙のなかに解消されてしまった。このようにして富豪層は、正税出挙が担つていた共同体的な機能に仮託して、自己の私出挙を運用することができた。かくして律令国家体制の崩壊過程にお

いて、動産的富を蓄積した富豪層は、出舉利稻の徵収や調庸の代納等の責任者となつて、勢力下の農民を構造的に従属させていった。

(1) 田名網宏「出舉制の社会史的意義」(『社会經濟史学』三卷一號、一頁以下)、同「出舉制の消長に関する數的研究」(上)

(下) (『歴史学研究』三卷五號、三二頁以下、三卷六號、三九頁以下)、澤田吾一「奈良朝時代民政經濟の數的研究」一六九頁以下、村尾次郎「律令財政史の研究」(増訂版)二七九頁以下、早川庄八「公廨稻制度の成立」(『史學雜誌』六九編三號、一頁以下)、蘭田香駒「日本古代財政史の研究」四九頁以下、八木光「律令國家成立過程の研究」一六三頁以下、水野柳太郎「出舉の起源とその変遷」(『ヒストリア』一四號、一頁以下)、同「大宝令下の郡稻」(『ヒストリア』三八號、一頁以下)、直木孝次郎「奈良時代史の諸問題」一四三頁以下、宮原武夫「日本古代の國家と農民」七七頁以下、村井康彦「古代國家解体過程の研究」一一页以下、戸田芳実「日本領主制成立史の研究」三五頁以下、九五頁以下、吉田晶「八・九世紀における私出舉について」(『大阪歴史学会稿』「律令國家の基礎構造」四六七頁以下)、石母田正「日本の古代國家」三〇七頁以下、舟尾好正「出舉の實体に関する考察——備中國大稅負死亡人帳を中心として——」(『史林』五六卷五號、七四頁以下)、早川庄八「律令「租税」制に関する二、三の問題」(岡崎敬・平野邦雄編「古代の日本」9研究資料、一三五頁以下)、網野善彦「未進と身代」(網野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鏡夫「中世の罪と罰」一四二頁以下)、小田雄三「古代・中世の出舉」(『日本の社會史』第四卷、負担と贈与、九三頁以下)、小口雅史「日本古代における「イネ」の收取について——田租・出舉・賃租論ノート——」(『東洋文庫』「古代王權と祭儀」一九八頁以下)、等を参照。なお、「國史大辭典」(吉川弘文館)の早川庄八氏執筆による「出舉」の項、および「日本史大事典」(平凡社)の舟尾好正・小田雄三氏執筆による「出舉」の項は、いずれも出舉について既往の研究を踏まえて簡潔にまとめている。

(2) 大宝令および養老令では5割であるが、その間、養老六(七二二)年より養老令が施行される天平宝字元年(七五七)まで三割であった。その後、平安期に入り延暦(四年(七九五))に三割となり、大同年間に一旦五割に復帰したことはあつたが、弘仁元年(八一〇)に三割とされて以降は三割に落ち着いた。

- (3) 「統日本紀」天平九年九月癸巳条。
- (4) 「大日本古文書」(編年文書)一、一五三・四頁。
- (5) 「類聚三代格」卷一四、出舉事。

(6) 「類聚國史」卷八三、政理五、正稅 (嵯峨・弘仁二年一一月甲寅條)。

(7) 「上分」とは、神や仏に対する供物を意味する言葉である。天台宗の寺院においては、出舉米は、摩多羅神を祀る聖なる祕所である本尊背後の後戸（こう戸）という空間に納置され、宗教的性格を仮託されて運用された。

(8) 唐令においては、粟麥の出舉については「役身折酬」の規定の適用がなかつたようであり（仁井田陞「唐令拾遺」八五四頁）、この点は日本令の独自の選択によるものによつてである。

(9) 小田前掲論文一〇七頁。

(10) 西山良平「平安京と周辺農村」(新版「古代の日本」⑥近畿II、III-1-11頁)。

四 むすび

以上、古代アーリランドの家畜貸与 (cattle-loan) と、日本古代の出舉米について概観した。その社会的・地理的な環境や、歴史的・風土的な状況、および精神的・宗教的なエーストスがおそらく少なからず相違していたであろうにもかかわらず、様々な相違点とともに、兩者に相通する共通したものを見る」とができる。相違点としては、細かな」とを考えるといろいろあるであろうが、大雑把なところで次の四点を指摘しておきたい。

まず第一に、家畜貸与においては、借主は、家畜の返却のほかに、忠誠 (homage)、料物 (rent)、力役 (manpower-service, labour-service) 等に関する義務を負っていたのに対し、出舉米においては、借主は、貸与された本稻のほかには、その利息としての利稻を返却する義務を負うだけであった。家畜貸与が封建的な主従契約の様相をするのに対し、出舉米は単純な消費貸借の外觀を示していると言ふべき。

第二に、家畜貸与においては、貸与される家畜の量によって、借主が自由な従者 (free client) へ軽賤な従者 (base client) の一種類に分かれるのに対し、出舉米においては、貸主が公的か私的かによつて、公出舉と私出舉の二種

類に分かれる。これはおそらく、古代アイルランドにおいては、全国的な統一権力があまりはつきりとした形であらわれないこと、他方、日本古代においては、律令国家体制の下で大部分の農民を一律に含み込む、公民とう枠組みが非常に強固のものであったこと、と関連するのではなかろうか。

第三に、家畜貸与の場合は、双務的な契約の要素がかなりあるのに対し、出舉米の場合は、勿論そうした要素がまったく皆無というわけではないが、借主の立場はかなり弱いものであった。この点は、家畜貸与においては、卑賤な従者といえども二人まで領主を同時に持つことが、法的に認められていること、これに対し出舉米においては、債務不履行の場合には、「役身折酬」により借主は半ば奴隸的な境遇に陥る可能性があること、といった事象に象徴的にあらわされている。

第四に、家畜貸与においては、七年が一つの区切りとなるのに対し、出舉米においては、契約期間は一年とされた。これは、牛の成長サイクルと稻作の周期という、農業生産上の技術的な問題といえる。

以上、主な相違点について述べた。次に、両者に相通ずる共通した主要な類似点を、以下の六点にまとめておきたい。

まず第一に、両者の具体的なやりようを伝える重要な史料は、いずれも七・八世紀頃の法制史料であるということである。家畜貸与の場合は、その本文が七・八世紀頃に遡る法書 (law-text, law-tract) であるし、出舉米の場合も、八世紀に編纂された律令である。

第二に、両者は、古代から中世に及ぶまで、その形態の変化をともないながら、非常に長期にわたって行なわれた。家畜貸与はケルト時代の慣習に端を発し、中世社会においても盛んに行なわれたし、出舉米の始原は大化以前に遡り、公出舉は一世紀に消滅するが、私出舉はそれ以降も引き続き行なわれた。

第三に、両者が貸与の対象とする動物・物品は、いずれも当該社会において最も普遍的にみられる動産であり、

貨幣に準ずる価値を有していた。家畜貸与の中心である牛は、古代アイルランドの牧畜社会において最も基準的な家畜であり、たとえば名譽価値 (honor-price) の表示や支払いは牛によってなされた。他方、弥生時代の水田農業の普及以来、あらためていうまでもないが日本は稻作を中心とした社会であり、米はたとえば土地等の売買においてその支払い手段ともなった。

第四に、農民がこのような貸借関係に入る一つの契機は、両者ともにそれぞれ農業生産上の問題にあった。自由な従者 (free client) の場合は、家畜貸与の目的は主に政治的効用という面に向けられるが、政治的・経済的に最も重要な存在である卑賤な従者 (base client) の場合は、自己の家畜群において不足しがちな乳牛を補充するということが期待された。他方、出挙米においては、徵税的な色彩が次第に強くなり、それだけが目的のような形態も出現するが、しかしながら農民に対する種稻の分与という、出挙が始原的に有していた本来的な機能は、基本的には一貫して保持された。

第五に、土地に対する氏族や国家による規制が厳しく、その自由な売買が制約されているなかで、両者は、動産的富の集積の結果、およびその原因として広範囲に行なわれた。古代アイルランド社会においては、大部分の土地は氏族 (kin) に所属し、領主 (lord) が自由に処分できる土地は極めて限定されていた。そうしたなかでおそらくは最初は軍事的な力によつてであろうが、領主は牛等の家畜を多数所有し、それを貸与することによつて、その繁殖力の成果と生産物の一部を獲得していく。日本古代においては、いうまでもなく土地は班田收授制の下で強い国家的規制が加えられ、口分田等の売買は基本的に一切認められなかつた。こうしたなかで律令国家体制の動搖・崩壊過程における階層分化を通して出現する富豪層は、私出挙やその他の経済活動によつて動産的富を集積していく。

最後に、最も重要な点であるが、両者は、古代社会から中世社会への移行に際して、人格的な従属関係を形成

する一つの大きな契機となつた。古代アイルランドの領主 (lord) の地位は、家畜を貸与した従者 (client) の数と関連しており、自由な従者 (free client) は領主の面前で立札する忠誠 (homage) 義務を負つていたし、卑贱な従者 (base client) は名譽価値に相当する服従の動産 (chattels of subjection) を領主から受けけることによつて、領主の保護を受けるとともに、その人格的な支配に服する」となつた。アイルランドの歴史においては、本格的な封建制は一二世紀から始まるノルマン人の侵入以降に展開されるが、ケルト時代以来の固有の土地制度との衝突もあって、封建制社会への移行はスムーズな形では進行しなかつた。⁽¹⁾ そうしたなかで、この家畜貸与に基づく主従的な関係は、封建的土地位所有に基づく封建的主従関係の体系の形成にあたつて、その基盤を整備したといえるのではないか。

同様のことは、日本古代の出舉米についてもいえる。正税出舉の変質・崩壊の過程で、その徵税を請負い、調庸の代納も合わせて、農民からの收取の責任者となつた富豪層は、「律令制下の階層分解によつて上昇し、のちの在地領主層および上層農民としての田堵・名主層へと発展する階層」であつた。⁽²⁾ このような九・一〇世紀⁽³⁾の富豪層が、古代アイルランドの領主 (lord) と称される階層と、どのような相似性と乖離性を有しているかは詳細な検討を必要とするであるが、古代アイルランドの領主の上に立つ王 (king) の支配領域である小王国 (petty kingdom) の平均人口が約三〇〇〇人くらい」ということであるから、規模的にはそれ程大きな差はなかつたのではなかろうか。いずれにしても日本においても古代の国家的土地位所有の解体、その私的領有化の過程はスムーズに進行せず、たとえば官人の職務に端を発する職の体系の重層的な分化という、複雑な途を辿らざるをえなかつた。そうしたなかで、下から農民の従属化を推し進め、在地における領主制的な支配を形成していくに際して、出舉米は重要な意義を有していたのではないか。網野善彦氏が説くように、中世百姓の年貢未進が債務として捉えられる背景には、こうした出舉米の存在があつたのであろう。

以上、古代アイルランドの家畜貸与と日本古代の出舉米について、非常に粗雑ながら比較法史的な見地から検討を加えてきた。古代アイルランドの法制については、氏族や家族の関係に関する問題をはじめ、そのほかいろいろと比較対照すると面白そうなテーマもあるが、また何かの機会があれば取り組んでみたい。

- (1) P・ベアレスフォード・エリス前掲書二七頁以下。
- (2) 戸田前掲書四九頁。
- (3) 前掲論文一三四頁以下。

〔追記〕

関係文献の調査・収集にあたっては、法政大学経済学部の松尾太郎教授、金子勝教授、同第一教養部の松岡利次教授、および一橋大学法学研究科後期課程院生であった邱祈豪氏に大変にお世話になつた。記して厚く感謝申し上げたい。